

諸外国の行動制限等の現状について(4/15 17:00 更新・調査中)

※在外公館等において把握している主な取組に限る。

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
米国	<p>○連邦政府は、10人以上の社会的会合、レストラン等での食事、不要不急の旅行を避ける等の大統領ガイドラインを発出(4月30日まで)</p> <p>○各州及び各自治体(郡市)において、例えば以下のよう な措置を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レストラン・バー等の店内営業禁止(持帰り等に限る) ・ 必要不可欠ではない業態のビジネス(興行等)の閉鎖指示 ・ 集会・イベントの禁止等 	<p>○全州・全自治領等で3月16日以降、順次、学校閉鎖を実施。少なくとも124,000の公私立学校の5,510万人に影響</p> <p>○うち21州及び3自治領は今年度末(8月末)までの閉校を命令又は推奨</p>	<p>○連邦政府による非常事態宣言(3月13日)</p> <p>○連邦政府は、10人以上の社会的会合、レストラン等での食事、不要不急の旅行を避ける等の大統領ガイドラインを発出(4月30日まで)(再掲)</p> <p>○全州による非常事態宣言等の発出</p> <p>○各州・自治体による自宅滞在命令の発出(42州3郡9市、ワシントンDC及びプエルトリコ)</p> <p>○国務省による全ての海外渡航の中止勧告(3月19日)</p> <p>○連邦政府による大規模災害宣言(ユタ州及び米領サモアを除くすべての州及び自治領等)</p> <p>○CDCは、ニューヨーク州、ニュージャージー州、コネティカット州の居住者に対し、不要不急の国内旅行を3月28日夜以降14日間控えることを強く推奨。(運送・公的医療・金融・食品供給等従事者には適用されない。)</p>

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
英国	<p>○2020年5月7日予定の統一地方選の1年延期を発表(3月13日)</p> <p>○大規模イベントに対する政府の不支持を表明(3月16日首相会見)</p> <p>○パブ、レストラン、劇場等の3月20日夜からの閉鎖(3月20日首相会見)</p> <p>【スコットランド】</p> <p>・500人以上の集会禁止(3月16日～)</p>	<p>○イングランド、ウェールズ、スコットランドで学校閉鎖(3/20～)(北アイルランドの児童生徒は3/18～、教職員は3/23～)</p> <p>※ただし、医療職員等主要労働者の児童生徒のためには学校継続</p>	<p>○単身の有症状者は、7日間自宅待機(3月12日「自宅待機ガイドライン」、3月16日更新)</p> <p>○自身又は家族に症状のある場合に14日間の自宅待機を要請(3月16日首相会見)</p> <p>※いずれも軽症の場合、専用ダイヤルに電話せず、国民保健サービスのウェブサイトから情報を得ることを要請</p> <p>○NHSイングランドが、高リスク者150万人に12週間の外出自粛を個別勧告(3月22日)</p> <p>○少なくとも3週間、全ての国民に自宅待機を指示。生活必需品の購買、在宅ではなし得ない業務の通勤等のみ許される。加えて、以下指示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居しない家族や友人に会わないこと ・必要不可欠でない商品を扱う店舗、図書館、遊び場や屋外ジム、礼拝所の閉鎖 ・同居家族を除いて2人よりも多い人数(3人以上)による公共の場の集会禁止 ・葬儀を除き、結婚や洗礼その他の儀式を含む社交場の行事を停止 <p>※違反には警察が罰金・解散命令(3月23日首相会見)</p> <p>○不要不急の全海外渡航の自粛を要請(3月17日)</p> <p>○海外渡航中の英国人に対し、直ちに帰国するよう要請(3月23日)</p>

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
カナダ	<p>○連邦政府が集会の制限に関するガイドラインを作成、実際に導入するかどうかは各州政府が決定 例：250人以上のイベント中止要請(ブリティッシュ・コロンビア州、オンタリオ州等)</p>	<p>【マニトバ州】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校(幼稚園～高校)の閉鎖を要請(3月13日～4月13日(予定)) <p>【オンタリオ州】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 州立学校の閉鎖期間を延長(～5月4日) 	<p>○クルーズ船への乗船中止要請(3月9日連邦外務省)</p> <p>○不要不急の海外渡航に対する中止要請(3月13日連邦外務省)</p> <p>○州政府による非常事態宣言等の発出：オンタリオ州、アルバータ州、ブリティッシュ・コロンビア州(3月17日)</p>
スペイン	<p>○生活必需品の販売店を除く商店、文化施設等、レストラン等の営業を一時的に停止(3月14日～4月25日)(4月11日まで延長されていたが、2週間期間を再延長(4月9日))</p>	<p>○全州の大学以下の教育機関の休校措置</p>	<p>○全ての不要不急の移動を制限(必需品の購入、通院等を除く)(3月14日～4月25日)</p> <p>○必需品販売店・重要インフラ等真に必要な分野に従事する者以外は3月30日～4月9日の間、有給休暇の取得義務(3月29日)</p>
フランス	<p>○100人以上の集会を禁止(3月15日～5月11日)</p> <p>○大衆向け施設(レストラン、飲料提供店、美術館等)の受入れを禁止(3月15日～5月11日)</p> <p>○屋内外の市場を閉鎖(食品市場は地域事情を踏まえ対象外となりうる)(3月24日～5月11日)</p> <p>○3月22日に予定されていた市町村議会選挙の決選投票を延期</p>	<p>○子どもの受入れ施設・教育機関(①保育所、小中学校、高校、②高等教育機関)を一時受入停止。 (①3月16日～。5月11日以降段階的に再開、②3月16日～夏)</p>	<p>○クルーズ船の寄港を禁止(3月15日～5月11日)</p> <p>○自宅外の移動を禁止(必需品の買物、通院、テレワークが困難な場合の通勤、若干の運動等は除く。ただし、移動に際し証明書類の所持が必要)(3月17日～5月11日)</p> <p>○公衆衛生法典に「衛生緊急事態」に係る規定を創設し、「衛生緊急事態」を宣言することで、移動制限、物資の徴用等の広範な権限が行使可能に。また、違反者の罰則強化(従来、公衆衛生法典に基づき措置を講じる権限はあったが、より明確化するもの)</p> <p>○本土と海外の領土との間の民間航空機での移動を禁止(3月24日～5月11日)</p>

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
ドイツ	<p>○3月22日から4月19日まで以下を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独全土において、全ての飲食店の閉鎖(個人が自宅で飲食するための料理の販売は例外) ・グループによるパーティーは、公共の場所か私的な空間(住居)かを問わず許容されない。違反行為には罰則 <p>【バイエルン州、バーデン＝ヴュルテンベルク州、ザクセン州、ザクセン＝アンハルト州】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・州令に基づき、勤労活動・生活必需品の購入等以外の外出を制限し、違反者に罰則 	<p>○全州の教育施設(学校、幼稚園等)の休校措置(最長で3月16日～4月19日)</p>	<p>○独全土において、接触制限(公共空間における同居家族以外の2人を超える集まりを禁止)を4月19日まで適用する(3月22日)</p> <p>○観光目的での外国渡航中止を勧告(3月17日)</p> <p>○私的な旅行(地域をこえた国内旅行、日帰り旅行を含む)や、親族訪問を含めた訪問全般を控えるよう要請。</p>
スイス	<p>○食料品、薬局を除く全ての店舗、レストラン、バー、娯楽施設、その他十分な対人距離を確保できない業種(ヘアサロン等)を閉鎖(テイクアウト食品店等は対象外)(3月17日～4月26日)(当初4月19日までであったが、1週間期間を延長(4月8日))</p> <p>○連邦議会は開催中の上下両院による春会期中断を決定(3月15日)</p> <p>○公私を問わず、全てのイベントを禁止(近親者の葬式を除く)(3月16日)</p>	<p>○小学校以降の教育機関を閉鎖(全国4月4日まで、ジュネーブ州4月8日まで、ヴォー州4月30日まで等)</p> <p>○ジュネーブ州、バーゼル・シュタット準州では保育園も閉鎖。閉鎖するかは各州の判断</p>	<p>○大統領による非常事態宣言(3月16日)</p> <p>○社会生活で人との距離を保つよう要請</p> <p>○ラッシュ時通勤の回避・テレワークを推奨</p>

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
韓国	<p>社会距離の確保(Social distancing)を集中的に実施(3月22日～4月19日)(当初4月5日までであったが、2週間期間を延長(4月5日))</p> <p>○国民への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の集会、外食、行事、旅行の延期・中止、及び生活必需品の購入、医療機関訪問、通勤以外は外出を自制 ・退勤後は直ちに帰宅 ・在宅勤務、柔軟勤務、通勤時間の調整により密集した勤務環境を避け、有症状者は出勤を自制 <p>○宗教施設、室内体育施設、遊行施設等への運営中断勧告</p> <p>※勧告に従わない場合、感染症予防法に基づき勧告状の発出後、集会・集合禁止命令(行政命令)が出され得る。</p>	<p>○幼稚園、初・中等学校の新学期始業日を延期(4月9日以降、順次、オンラインで始業開始)</p> <p>○保育園の休園期間を延長(～4月19日)</p>	<p>社会距離の確保(Social distancing)を集中的に実施(3月22日～4月19日)(再掲)</p> <p>○国民への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の集会、外食、行事、旅行の延期・中止、及び生活必需品の購入、医療機関訪問、通勤以外は外出を自制 ・退勤後は直ちに帰宅 ・在宅勤務、柔軟勤務、通勤時間の調整により密集した勤務環境を避け、有症状者は出勤を自制 <p>○宗教施設、室内体育施設、遊行施設等への運営中断勧告</p> <p>※勧告に従わない場合、感染症予防法に基づき勧告状の発出後、集会・集合禁止命令(行政命令)が出され得る。</p>